

令和3年11月2日招集

陸前高田市議会臨時会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 臨 時 会 提 出 議 案 等

番 号	件 名
報 告 第 1 号	鳴石線雨水施設設置工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について
報 告 第 2 号	市道鳴石線道路整備工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について
報 告 第 3 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
議 案 第 1 号	令和3年度陸前高田市一般会計補正予算（第5号）

報告第 1 号

鳴石線雨水施設設置工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について

令和 3 年 9 月 3 日に契約の変更に関し議会の議決を得た鳴石線雨水施設設置工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第9号

専 決 処 分 書

鳴石線雨水施設設置工事の設計変更に伴う変更請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 鳴石線雨水施設設置工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市高田町字鳴石地内
- 3 請 負 者 岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢79番地1
株式会社佐武建設
代表取締役 須 賀 芳 也

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	178,731,300円	182,243,600円

令和3年9月28日

陸前高田市長 戸 羽 太

報告第 2 号

市道鳴石線道路整備工事の変更請負契約に関する専決処分の報告について

令和 3 年 6 月 1 1 日に契約の変更に関し議会へ専決処分の報告をした市道鳴石線道路整備工事の請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第10号

専 決 処 分 書

市道鳴石線道路整備工事の設計変更に伴う変更請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 市道鳴石線道路整備工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市高田町字鳴石地内
- 3 請 負 者 (株)匠建設・(株)吉田建設経常建設共同企業体
代表者 岩手県大船渡市盛町字内ノ目12番地13
株式会社匠建設
代表取締役社長 中 嶋 豊

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	173,769,200円	173,752,700円

令和3年9月29日

陸前高田市長 戸 羽 太

報告第 3 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について

市公用車と民間車両の接触事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 2 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

陸前高田市専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

市公用車と民間車両の接触事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方
省略
- 2 法律上市の義務に属する損害賠償の額
金 6 0, 2 5 4 円
- 3 法律上相手方の義務に属する損害賠償の額
金 2 5 6, 9 7 5 円

令和 3 年 1 0 月 2 1 日

陸前高田市長 戸 羽 太